大阪狭山市における空家等対策に関する協定書に基づく

（様式第６号）

相談業務の実施及び空家バンクの利用等に係る誓約書

大阪狭山市長　　あて

大阪狭山市における空家等対策に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく相談業務の実施及び空家バンクの利用等にあたり、下記の事項について誓約します。

記

１　相談業務の実施及び空家バンクの利用等にあたり、協定書、大阪狭山市空家バンク制度実施要領（以下「実施要領」という。）、大阪狭山市空家バンク制度事業者登録等事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で行うとともに、協定書及び個人情報取り扱い特記事項、実施要領、事務取扱要領、その他関係法令を遵守いたします。

２　大阪狭山市暴力団の排除に関する条例（平成２５年大阪狭山市条例第４号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団密接関係者と認められる者ではありません。

３　空家等に関する媒介、交渉、売買、賃貸借、契約等（以下「媒介等」という。）については、当事者間で行うものとし、媒介等に関する一切の疑義、紛争等が起こった場合は、当該行為等に係る当事者間で解決いたします。

４　空家等の利活用については、大阪狭山市の自然環境、災害リスク、生活文化、近隣関係等への理解を深め、連携団体としての責任と自覚を持ち、地域との協調に努めます。

５　相談業務の実施及び空家バンクの利用等により得られた個人情報については、適正に取り扱い、決して他の目的で利用いたしません。

年　　　月　　　日

所在地又は住所　：

名称又は商号　　：

代表者又は氏名　：

（自署又は記名押印）